

京都市告示第 295号

京都市市税条例第27条の6第4項の規定に基づき、市長が個人の市民税の寄附金控除の対象として認める市民の福祉の増進に寄与する寄附金は、次の表の「控除対象寄附金」の欄に掲げる寄附金を、同税の納税義務者が「適用区分」の欄に定める期間に支出したものとします。

令和4年8月9日

京都市長 門川 大作

控除対象寄附金	法人又は団体の 所在地	使 途	適用区分
学校法人ノートルダム女学院に対する寄附金	京都市左京区下鴨南野々神町1番地	当該法人の主たる目的である業務	令和4年1月1日以後に支出された寄附金

(行財政局税務部税制課)